

資料番号	6
------	---

令和7年5月19日
課名 教育委員会事務局 文化財課
担当者 課長 坂光
内線 5020

広島県無形民俗文化財の指定について

1 概要

広島県教育委員会は、令和7年5月1日、広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第29条第2項の規定により広島県無形民俗文化財を指定した。

2 広島県無形民俗文化財に指定した文化財

- (1) 種 別 広島県無形民俗文化財（民俗技術）
- (2) 名 称 くまのちいき ふでせいさくぎじゅつ 熊野地域の筆製作技術
- (3) 伝 承 地 安芸郡熊野町
- (4) 保存に当たる者 熊野筆伝統工芸士会
- (5) 行われる時期 通年
- (6) 内 容

本無形民俗文化財は、熊野地域において広く伝承されてきた、穂首に用いる獣毛や、軸に用いる竹や木などの自然材を主たる原材料とし、手作業により実用の筆を製作する伝統的な技術である。

江戸時代末期に始まったと伝わる熊野地域の筆作りは、農閑期の副業や女性などの内職として根付き、近代以降は、学校教育の普及に伴う毛筆需要の高まりを背景に、生産量を飛躍的に拡大し、地域住民の主要な生業として発展してきた。

熊野地域の筆は、鹿皮や寸木などの手仕事の道具を使用し、火のし・毛揉み、寸切り、混毛、衣毛巻き、糸締め、くり込み、銘彫刻などの数多くの工程を経て、熟達した職人の手作業により製作される。

高い品質を維持しながら大量生産を可能とするため、熊野地域では、多量の毛を効率よく混ぜ合わせる盆混ぜの技法が発達したほか、問屋制家内工業のもと、工程ごとに分業で生産する方式が確立され、生産効率の向上が図られた。家庭や地域で幅広く技術が伝承された点や、主要な生産者が女性である点にも地域的特色が認められる。

熊野町において伝統的な技術・技法及び原材料により製作される筆は、昭和50年に国の伝統的工芸品に指定された。現在、熊野筆伝統工芸士会が中心となり、認定制度による後継者育成や筆製作の実演などを通じて、伝統的な筆製作の技術を保存・継承するための取組が進められている。

製作工程

1 下仕事

(1) 選毛・毛組み



(2) 火のし・毛揉み



(3) 毛そろえ



(4) 逆毛・すれ毛取り



(5) 寸切り



2 台仕事

(6-1) 盆混ぜ



(6-2) 練り混ぜ



(7) 芯立て



(8) 衣毛 (上毛) 巻き



(9) 糸締め



3 仕上げ

(10) くり込み



(11) 仕上げ



(12) 銘彫刻



穂首に使用される獣毛

<p>鹿 (サンバー)</p> 	<p>狸</p> 	<p>猫</p> 
<p>馬</p> 	<p>山羊</p> 	<p>鼬</p> 

筆製作の道具



県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和7年5月1日現在

国指定文化財			県指定文化財		合計
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7			7
	絵画	2			2
	工芸品	16			16
	書跡・典籍・古文書	1			1
小計	26			26	
重要文化財	建造物	59	建造物	45	104
	絵画	11	絵画	52	63
	彫刻	43	彫刻	94	137
	工芸品	61	工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5	考古資料	18	23
	歴史資料	5	歴史資料	4	9
小計	204	小計	319	523	
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2	
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12	
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	68 (+1)	72 (+1)	
記念物	特別史跡・特別名勝	1			1
	特別史跡	1			1
	特別名勝	1			1
	特別天然記念物	2			2
	史跡	29	史跡	125	154
	名勝	7	名勝	6	13
	天然記念物	15	天然記念物	114	129
小計	56	小計	246	302	
重要伝統的建造物群	4			4	
合計	301	合計	640 (+1)	941 (+1)	

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	11	
国 選定保存技術	2	
国 登録文化財	登録有形文化財(建造物)	313
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

- ※1 網かけ部分が、今回報告する文化財に関する部分である。
- ※2 件数は、今回指定をした後のものである。()は変更件数。
- ※3 国登録有形文化財(建造物)には、答申後未告示の2件を含む。